

第4次静岡市 市民活動促進基本計画



令和5年3月
静岡市

目次

第1章 はじめに

- | | |
|------------------|------|
| 1. 策定までの経緯 | … 1P |
| 2. 計画の位置づけ及び計画期間 | … 2P |
| 3. 市民活動促進の基本原則 | … 4P |

第2章 現状認識及び今後の課題

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. 第4次計画策定にあたり留意すべき視点 | … 5P |
| 2. 第3次静岡市市民活動促進基本計画の振り返り | … 9P |

第3章 第4次静岡市市民活動促進基本計画の考え方

- | | |
|---------|-------|
| 1. 目指す姿 | … 13P |
| 2. 施策の柱 | … 13P |

第4章 第4次静岡市市民活動促進基本計画の推進

- | | |
|---------------|-------|
| 1. 施策の柱ごとの方向性 | … 15P |
| 2. 計画の推進体制 | … 23P |
| 3. 計画の進行管理 | … 23P |

資料編

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 用語集 | … 27P |
| 2 静岡市市民活動促進協議会（第8期）について | … 28P |
| 3 静岡市市民活動の促進に関する条例 | … 29P |

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯

本市では、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動することで、社会的課題の解決に貢献し、市民自治によるまちづくりを実現するため、平成19年4月1日に「静岡市市民活動の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、市民活動の基本理念及びその促進の基本原則や、市民活動に関する市民及び市の役割を明らかにするための基本的事項を定めています。

この条例に基づき、平成20年3月には「静岡市市民活動促進基本計画」（平成20年度～平成23年度）を策定しました。代表的な取組の一つとして、NPO法人等の市民活動団体をサポートするため、すでに設置されていた清水市民活動センターに続き、新たに番町市民活動センターを設置し、現在も市民活動の拠点として皆さんにご利用いただいている。

また、平成24年3月には「第2次静岡市市民活動促進基本計画」（平成24年度～平成26年度）を策定し、様々な事業に取り組むことで、「市民活動センター利用登録団体数」、市民活動団体と市との「協働事業数」等が増加し、市民活動を促進することができました。

平成27年3月には「第3次静岡市市民活動促進基本計画（以下、「第3次計画」という。）」を策定し、市民活動ポータルサイト「ここからネット」や、「ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業」等、特に「交流の場づくり」や「市民活動の自立を支える環境づくり」に取り組んできました。

第3次計画が終期を迎えるにあたり、令和3年8月、静岡市市民活動促進協議会に対し、市民活動の促進となる計画について」諮問し、令和4年10月に答申がありました。この答申を受けて、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画として、本計画を策定します。



2. 計画の位置づけ及び計画期間

(1) 計画の策定根拠

市民活動促進基本計画は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画で、条例第8条に下記のとおり規定されています。

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。
- (2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。
- (3) 協働事業の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

(2) 第4次静岡市総合計画における位置づけ

本計画の上位計画である「第4次静岡市総合計画」において、「市民活動の促進」は、シチズンシップに富んだ人材の育成や、課題解決に向けた多様な主体による協働の促進といった視点から、政策・施策の効率的かつ効果的な推進を下支えするための「市政運営の基本認識」に関係するものとして位置づけられています。

また本市では「SDGsの推進」を掲げ、「第4次静岡市総合計画」においても「SDGs」の理念を政策・施策に取り込んでいます。多様な市民活動が生まれることそのものが、SDGsにつながるものですが、本計画は、とりわけゴール17「パートナーシップによる目標の達成」に関連するものとし、本市が目指すまちづくりの目標である「世界に輝く静岡の実現」に向けた取組を進めていきます。

持続可能な開発目標（S D G s）

近年の国際的な動きの一つとしては、国際連合が平成27年（2015年）に採択した文書「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会が目指すべき共通の目標である「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : S D G s）が設定されたことがあげられます。

本市においても平成30年（2018年）に、内閣府から「S D G s 未来都市」、国連から「S D G s ハブ都市（Local 2030 Hub）」に選定され、他都市に先駆けてS D G sを市政に組み込んでいます。

社会は市民一人ひとりの行動の積み重ねとパートナーシップによって作られます。本計画においては、多様な市民活動が生まれることそのものが、持続可能な社会の実現（S D G s）につながるものであるとし、市民活動を促進していきます。

なお、S D G sは2030年を期限とした目標であり、これは第4次計画の計画期間と重なります。これから8年間では、S D G sの先を見据えた検討も必要となってきます。

（3）計画期間

第4次計画の計画期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間です。

なお令和8年度に中間見直しを実施します。



3. 市民活動促進の基本原則

条例では、市民活動促進の基本原則について以下のように定められています。

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市の間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

静岡市自治基本条例の前文では、「地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくり」を行うことが大切だとしています。つまり、市民一人ひとりの自主的な参画が不可欠であり、その自主性が尊重されなければなりません。

また、当事者の自主性や主体性を確保するためには、「対等な関係」が基本的な要件としてあげられます。対等な関係がなくなると、他方の積極性や自主性が失われ、下請けのような立場になってしまったり、また、強い立場にある組織への依存等を生じさせてしまったりすることがあります。

市民活動は、基本的に公共的な資源（公共の施設や補助金など）や善意の寄附、協力（ボランティア活動等）によって支えられており、その内容は広く市民の理解を得られるようなものであることが求められます。市民活動を促進する際には、市民活動に取り組む市民、市民活動によって支えられる市民、市民活動を支える市民等との相互理解が大切です。

そのためには、市民活動に関する情報が公開され、共有されている必要があります。市民活動を行う市民は、その活動の内容を公開することを通じて、広く市民の理解を得られるよう努めていくことが求められます。また、市は、協働事業に必要な情報を中心とした市民活動の促進に関する情報の公開と共有を積極的に行う必要があります。

本市では、こうした考え方を前提に、市民活動促進のための施策に取り組んでいきます。

第2章 現状認識及び今後の課題

1. 第4次計画策定にあたり留意すべき視点

(1) 社会情勢

平成27年度に第3次計画を策定して以来、社会を取り巻く状況は大きく変わりました。特に、新型コロナウイルス感染症は令和2年（2020年）のはじめに国内で初めて感染者が確認されて以降、我が国全体に感染が拡大し、人々の生活に大きな影響を与えました。感染リスクを抑えるために非接触・非対面での行動様式が求められるなか、市民活動においても、行動（外出）の抑制や施設の利用制限等によって事業の縮小や休止、また、それらに伴う団体の事業収入の減少等といった弊害が生じました。

市民活動の停滞は、それらの活動に支えられていた市民の生活にも影響が及びます。対面による相談や見守り、交流の場を設けることを通じた支援活動は、当事者と直接関わる機会が絶たれ、その結果、生きづらさや孤独、孤立を感じやすい境遇にある人はその状況がより深刻化することになります。このような影響は市民活動の様々な分野に及んでおり、社会に内在していた様々な課題が、コロナ禍を機に浮き彫りになったとも言えます。

令和4年（2022年）に入ってからは、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響によって国際情勢が不安定となり、それに伴う原油価格や物価高騰等によって、市民の生活や経済活動に重大な影響が及んでいます。

また、地球規模の気候変動に起因する豪雨災害等が頻発し、令和4年（2022年）9月に発生した台風15号は静岡市内に大きな被害をもたらしました。自治会、町内会をはじめとする地縁団体や災害ボランティア、市民活動団体が発災直後から被災者支援に取り組まれ、市民活動の力が発揮されるとともに、平時からの関係づくりの重要性が再認識されました。

令和4年台風15号と市民活動

令和4年9月23日深夜に市内を通過した台風15号は、その豪雨によって大きな被害をもたらしました。市内の被害状況は令和4年12月時点で床上浸水4,462棟、床下浸水1,762棟となっています。

被災者支援にあたっては、多くの方々の協力がありました。発災に伴い設置された静岡市災害ボランティアセンターを通じ、延べ5,000人以上のボランティアが浸水してしまった家財の搬出や災害廃棄物や土砂の撤去、運搬等の手伝いを行うとともに、市内外からは専門的な技術や機材を有するNPO等も駆けつけ、多大なる支援をいただきました。

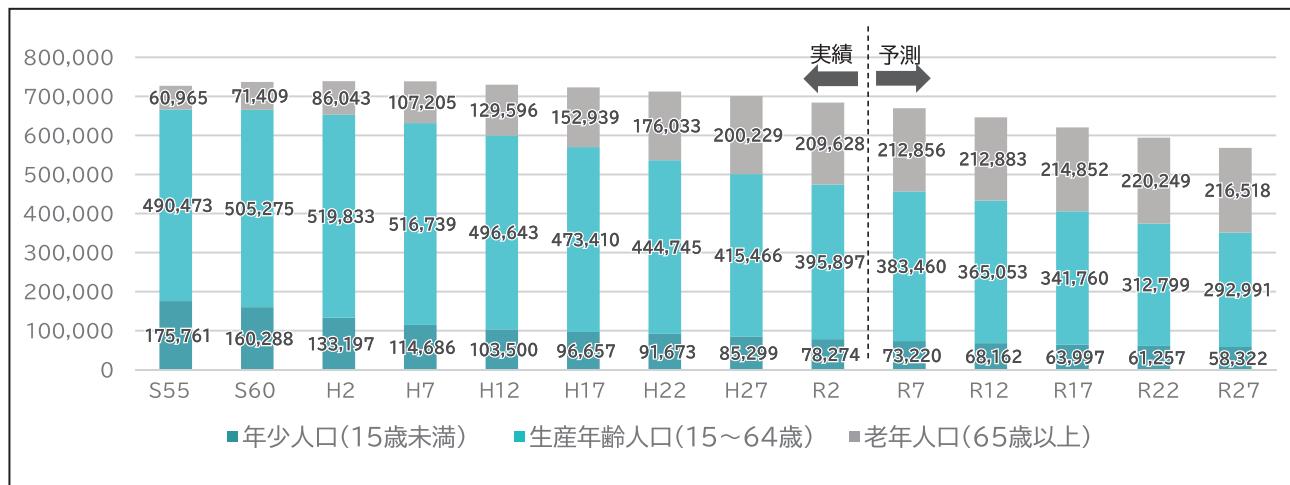
また、地域の自治会や町内会（自主防災組織）の皆さんには、発災直後から地域住民の安否や被害状況の確認、災害廃棄物の一時置き場の調整、行政との連絡調整等、被災者支援の最前線で尽力くださいました。

(2) 本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来

本市の人口は令和2年国勢調査によると69万3,389人であり、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年将来人口推計によると、令和22年には約59万人まで減少することが予測されています。

令和2年には高齢化率が3割を超え、出生数の減少も続き、少子高齢化が更に進んでいます。

静岡市のこれまでの人口推移及び将来人口推計

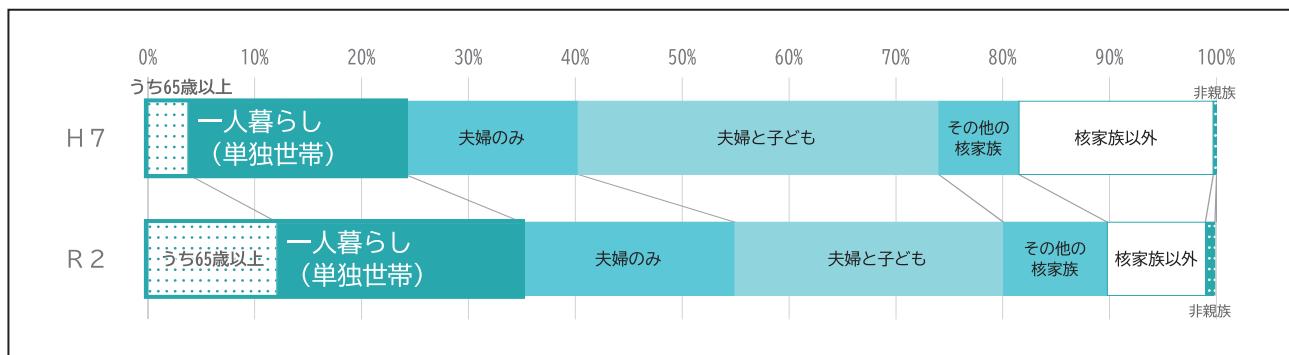


総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」を基に作成

人口構成だけでなく世帯の構造も大きく変化しています。令和2年には、一人暮らし（単独世帯）の数は市全体の世帯数の35%を超え、高齢者の一人暮らしは12.1%となっています。三世代世帯も減少し、以前のような家庭の中での支え合いが困難な状況となっています。また、今後は高齢者の中でも75歳以上の人の占める割合が増加するとともに、退職年齢の延長といった要因もあり、自治会・町内会等の地縁団体の担い手不足の問題も更に深刻化しそうです。

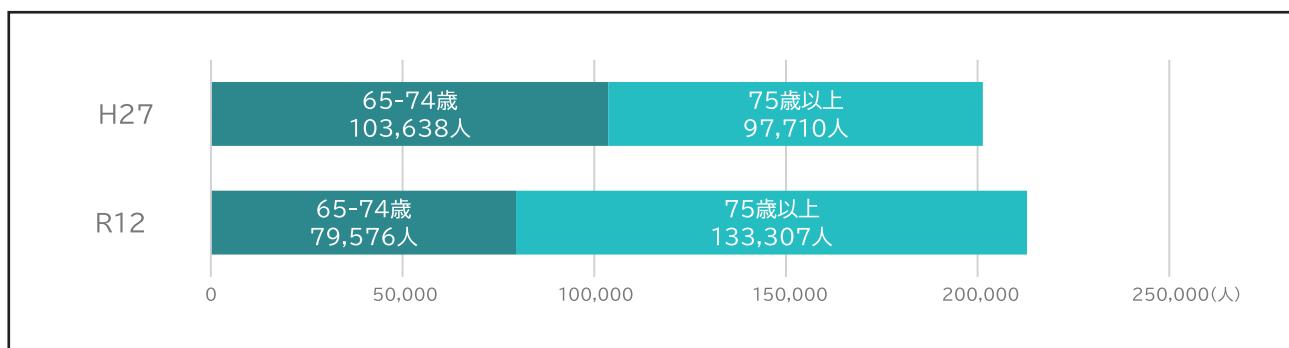


静岡市の世帯構成の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

静岡市の高齢者数の予測



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」を基に作成

人口減少は市の財政にも影響を及ぼします。厳しい財政状況のなか公的な支援が届きにくい分野も生じてきます。市民がお互いに支えあうことで、安心して暮らせる地域をつくっていくことがこれまで以上に求められています。

(3) デジタル化の進展

コロナ禍のなか、社会全体で急速なデジタル化が進められました。市民活動においてもインターネットを活用したミーティングや各種事業の実施が増加しました。また、情報伝達において距離の制約を受けることが少なくなったことで、市内における活動も、より全国区の動きとつながりやすくなり、また、これまで時間や場所等の制約によって市民活動に参加しにくかった人にとって、参加しやすい環境となることも期待されます。

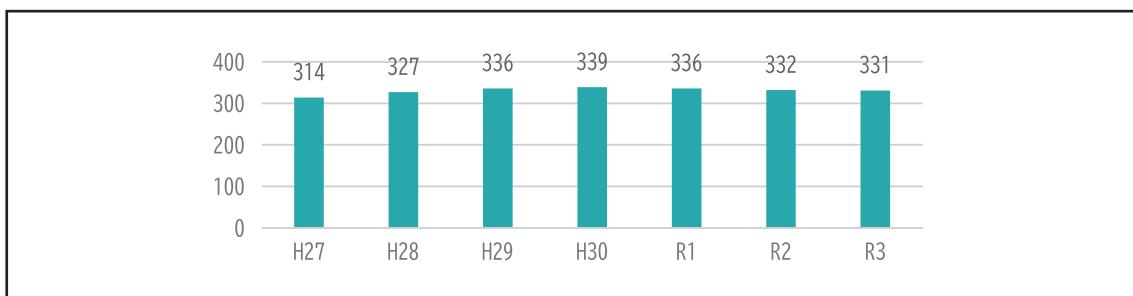
一方で、デジタル活用をためらう人や利用に慣れない人、デジタル化による恩恵を受けられない環境にある人も存在し、こうした人たちを取り残さないための取組も求められます。

単にデジタル活用によって効率化し、課題解決を図っていくだけではなく、どのような状況に置かれた人でも様々な情報や機会にアクセスできる環境を整していくことが重要です。

(4) 非営利法人の活動形態の多様化

平成10年の特定非営利活動促進法の制定以降、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」と言う。）の認証法人数は増加してきましたが、全国的には平成30年度に、本市においては令和元年度から減少に転じています。

NPO法人 認証法人数（静岡市）



減少の要因としては、平成18年の公益法人改革により公益的な活動に取り組むための法人格の選択肢が増えたことや、役員の高齢化等によって事業の継続が困難となったり、新型コロナウィルス感染症の影響により活動自体が停滞したこと等を背景に、解散する法人も増加傾向にあること等が考えられます。

今後、一般社団法人や一般財団法人のほか、労働者協同組合法（令和4年10月1日施行）によって新たに非営利の法人格として位置づけられる「労働者協同組合」など、その選択肢は広がっていきます。

また、法人格を持たない、いわゆる任意団体や、個人又は少人数によるプロジェクトベースでの活動等もあり、市民活動の形態を特定の枠組みで定義することが難しくなっています。

こうした点を踏まえると、協働の形についても、「市と市民活動団体」や「市民活動団体と企業」といった1対1のものだけではなく、一つの目的のもと、プロジェクトに多様な主体が参画しているような活動も増えていくと推測されます。今後は、特定の枠組みにとらわれることなく施策を考えていく必要があります。

これからも時代は急激に変化していくことが予想されます。第4次計画の計画期間である8年の間（令和5年度～令和12年度）における社会の変化にも対応できる計画としていく必要があります。

2. 第3次静岡市市民活動促進基本計画の振り返り

第3次計画では、目指す姿である「より多くの市民が参加するまちづくり」に向けて、「知らせる」「やってみる」「深める」「つながる」の4つの施策の柱と、5つの成果指標を掲げ、取組を推進してきました。

成果指標の達成状況は、計画前期は順調に推移し、平成30年度の中間見直しの際には、計画の最終年度である令和4年度の全ての目標値の上方修正が行われるなど、着実に進んできました。後期は新型コロナウィルス感染症の影響を大きく受け、市民活動センターの利用制限や活動の自粛、事業の中止といった要因によって一部の数値は大幅に減少することとなりました。

ここでは、第3次計画の「施策の柱」ごとの成果指標の達成状況と、第2章の1で挙げた「第4次計画策定にあたり留意すべき視点」を踏まえ、第4次計画に盛り込んでいくべき内容をまとめています。

第3次計画における成果指標の達成状況

施策の柱1 「知らせる」 〈交流の場づくり〉					R4目標値
市民活動センター来館者数	平成25年度	→	平成30年度	→	65,000人
	54,939人		65,359人	39,451人	
市民活動に参加したことのある人・ 参加したいと思う人の割合	平成27年度	→	平成30年度	→	90%
	60.20%		73.50%	85.70%	

計画前期においては、市民活動センター来館者数は順調に推移し、また、インターネットを活用した情報発信の手段として市民活動ポータルサイト「ここからネット」を整備しました。後期はコロナ禍により来館者は大幅に減少し、また、市民活動そのものの停滞により、情報発信ツールであるここからネットのアクセス数も減少しました。市民活動に参加したことのある人・参加したいと思う人の割合については、85.7%と目標値を若干下回りましたが、順調に推移しています。

4次計画に
向けて

- ①より市民活動に触れ、交流できる機会を創出していくため、行政や市民活動団体等、様々な主体による情報発信が促される環境づくりを進める必要があります。
- ②市民活動に関する人や情報の交流の場づくりに関し、インターネットの活用等により、場所や時間、生活様式の違いに関わらず、多くの人が参加できる工夫が必要です。

施策の柱2 「やってみる」 <市民活動への参加の促進>					R 4目標値
市民活動センター利用登録団体数	平成25年度	→	平成30年度	→	令和3年度
	780団体		1,061団体		1,143団体
					1,100団体

コロナ禍においても市民活動センターの利用登録団体数や相談件数は増加傾向であり、市民活動の立ち上げや運営に関し必要な支援に取り組むとともに、市民活動への参加を促すため、市民同士の対話を重視した啓発講座の開催等により、地域や社会のことを考えるきっかけづくりに努めてきました。また、平成28年度から「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」が開校し、全庁的な取組としてシチズンシップに富んだ人材育成や仲間づくりの機会が創出されました。

4次計画に
に向けて

- ◎市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくなるようなきっかけづくりに加えて、継続的に活動に取り組むことができるような支援や環境づくりが必要です。
- ◎地域や社会に様々な形で関わることができる機会の創出に努める必要があります。

施策の柱3 「深める」 <市民活動の自立を支える環境づくり>					R 4目標値
認定及び特例認定NPO法人数 (累計)	平成25年度	→	平成30年度	→	令和3年度
	2法人		12法人		14法人
					14法人

認定NPO法人数は、目標である14法人を達成し、高い公益性をもっている団体が増加しました。一方で、市民活動団体が抱える課題としては組織運営や人材不足、資金調達等が挙げられます*。活動資金の不足という課題に対し、本市では「ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業」を令和2年度から開始したところですが、こうした様々な課題を解決するための支援が引き続き求められています。また、近年は公的機関等による助成金といった支援だけではなく、「クラウドファンディング」や「プロボノ」など、市民が市民活動を支える取組も浸透しています。

※市民活動センター利用登録団体アンケートより

4次計画に
に向けて

- ◎市民活動団体がその目的を達成するため、その力を十分に發揮できる環境づくりやサポートが必要です。
- ◎行政だけでなく、市民が相互に市民活動を支え合える環境づくりや気運の醸成が求められています。

施策の柱4 「つながる」 <市民協働の推進>					R 4 目標値
市民活動団体と市との協働事業数	平成26年度	→	平成30年度	→	令和3年度
	241事業		257事業		237事業
					262事業

市民活動団体と市との協働事業の件数は、計画前期は順調に増加しました。近年はコロナ禍の影響による事業の中止等があり、実施数は目標を下回りましたが、各年度当初の計画では目標事業数を上回っており、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば目標を達成する見込みでした。

市民活動の組織や活動形態の多様化、人口減少等の影響を踏まえると、協働の手法や活動そのものについても、既存の枠組みにとらわれない対応が求められています。

4次計画に
向けて

- ◎協働する団体相互の理解を促すとともに、行政側も社会の変化にしなやかに対応していく必要があります。
- ◎将来の人口推計や構造を踏まえると、市民活動を持続的なものとするため、活動を次世代へつなげていく取組が求められています。



市民意見の聴取

この計画の策定にあたり、様々な機会を通じて、市民の皆さんのご意見を頂戴しました。

ご意見については全てではありませんが、計画に反映させていただいている。

計画への反映状況については、右記の2次元コードからご覧いただけます。



パブリックコメントの実施（令和4年度）

実施期間	令和4年11月25日（金）～12月26日（月）
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各区市政情報コーナー、市民活動センター（2か所）、生涯学習施設（37か所）への配架 ・広報しづおか、市webサイト、報道機関への情報提供 ・市政出前講座、市主催ワークショップ 等
提出方法	郵送、FAX、持参、電子申請
意見提出人数	107名（意見数117件）



市民ワークショップの開催（令和4年度）

市民活動ってなんだっけ？～みんなで考えてみませんか～

開催日時	令和4年12月10日（土） 9時30分～11時30分	令和4年12月18日（日） 9時30分～11時30分
会場	番町市民活動センター	清水市民活動センター
参加者数	12名	12名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次静岡市市民活動促進基本計画（案）の説明 ・ワークショップ <p>[テーマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①計画の説明を聞いてどう感じた？ ②市民活動ってどんなイメージ？ ③市民活動をさらに活発にするために、なにが必要？ 	



オンラインシンポジウム・ワークショップの開催（令和3年度）

2030年に“市民がつくるまち、静岡市”をこれからどうつくる？－第4次市民活動促進基本計画について考えよう

開催日時	令和3年10月9日（土）13時30分～16時30分
会場	オンライン
参加者数	23名
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画についての説明 ・パネルディスカッション ・ワークショップ <p>[テーマ]</p> <p>参加者と一緒に考える「2030年に“市民がつくるまち、静岡市”これからどうつくる？」</p>



第3章 第4次静岡市市民活動促進基本計画の考え方

第2章で示した現状認識と第3次計画の取組状況を踏まえつつ、静岡市市民活動促進協議会から提出された答申に基づき、次の「目指す姿」と4つの「施策の柱」を第4次計画の基本的な考え方とします。

1. 目指す姿

第3次計画では、様々な主体が協働に取り組むこと、そのための市民活動団体の自立、市民活動に対する市民の意識の醸成と参加促進を図るため、「より多くの市民が参加するまちづくり」を掲げ、各施策を推進してきました。第4次計画では、「社会課題の解決」や「まちづくり活動」といったことのみではなく、日常の生活の中で、市民の皆さんが自然に支え合い、様々な形でかかわりを持つ市民活動をより大事にしていきます。今まで以上に市民活動が市民の皆さんの身近なものとなるよう、計画の最終年度である令和12年度に目指す姿を次のように定めます。

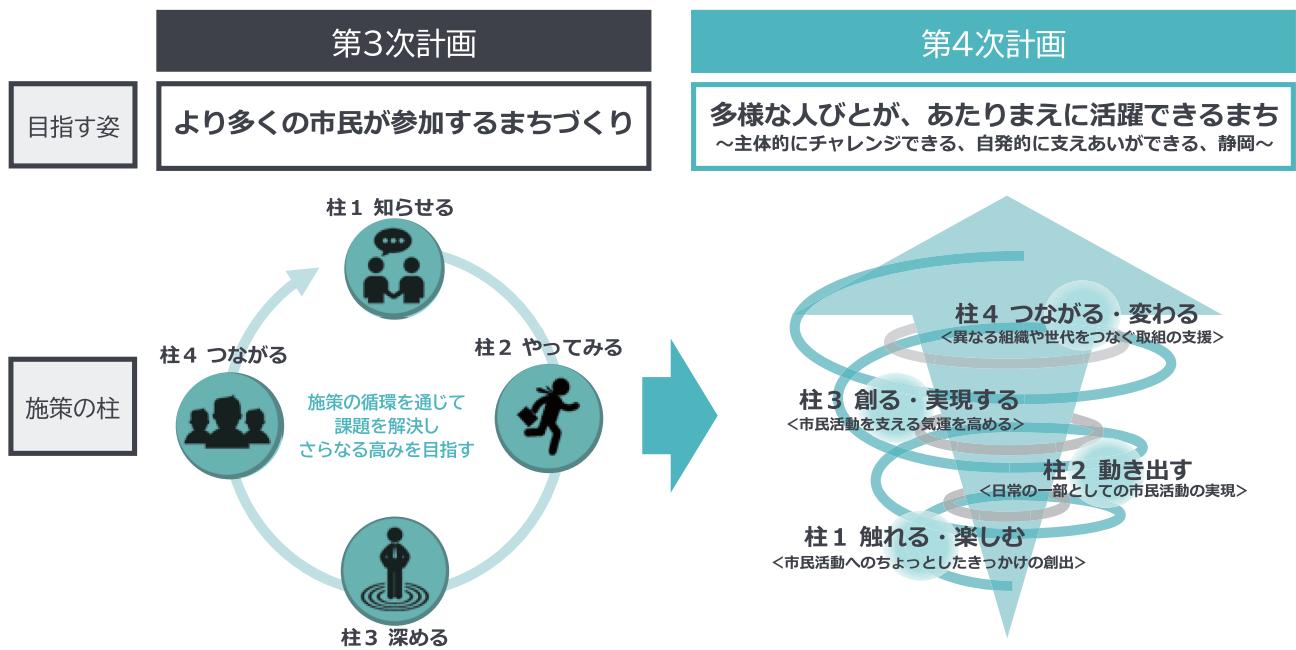
多様な人びとが、あたりまえに活躍できるまち

～主体的にチャレンジできる、自発的に支えあいができる、静岡～

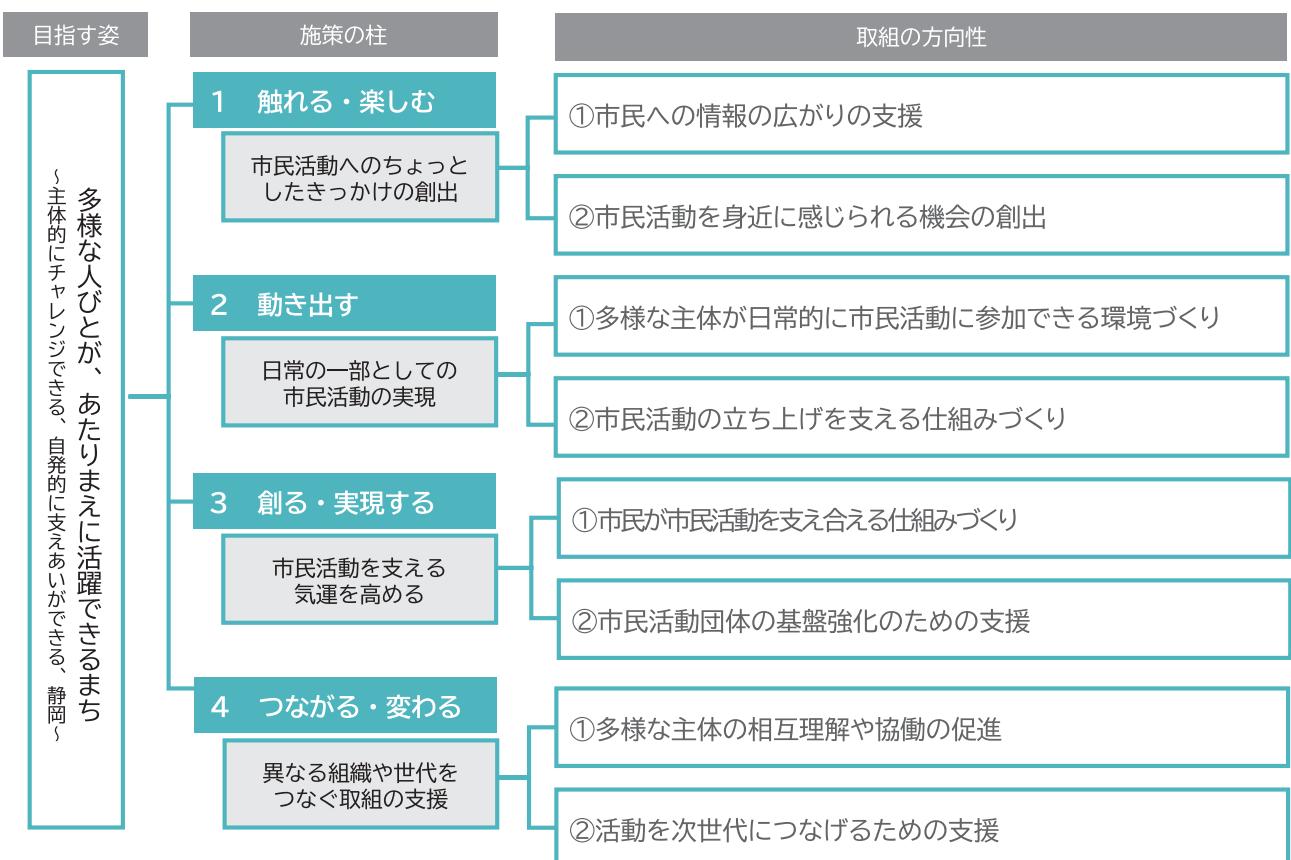
2. 施策の柱

第3次計画においては「知らせる」「やってみる」「深める」「つながる」の4つの柱によって、それぞれの施策を推進していました。第4次計画においては、上記の「目指す姿」を実現するため、市民一人ひとりが「自分たちの計画である」と思えることが重要です。そのため、第4次計画における施策の柱は、市民一人ひとりが自分のこととして語れ、市民活動のステージをだんだんと登っていくような動きをイメージできるよう「触れる・楽しむ」「動き出す」「創る・実現する」「つながる・変わる」としました。

■ 「施策の柱」のイメージ



■ 施策の体系図



第4章 第4次静岡市市民活動促進基本計画の推進

1. 施策の柱ごとの方向性

4つの柱は、市民活動のステップを表しています。それぞれの柱は独立したものではなく、相互に関連しているものであり、柱と柱の間をどのように橋渡ししていくかも重要な視点となっています。

施策の柱1 觸れる・楽しむ

市の取組：市民活動へのちょっとしたきっかけの創出

概 要

市民活動に参加する人を増やすためには、市民活動に対するハードルや負担を軽減し、ちょっとしたことを見つかり自然に参加できるような状態をつくっていく必要があります。

「触れる・楽しむ」は、市民活動への足掛かりであり、また、受動的な立ち位置から、より能動的に動き始めていく市民の姿を表現しています。

取組の方向性

(1) 市民への情報の広がりの支援

届けたい相手に応じた内容や手法によって、行政が積極的に情報を発信することはもちろん、市民活動団体や市民が、お互いに情報を出し合い、社会全体へ伝えることができる環境づくりに取り組みます。

(2) 市民活動を身近に感じられる機会の創出

情報だけではなく実際に体験し、交流し、楽しむことができる場、市民活動に対する興味・関心を醸成する場、シチズンシップを育むための学びの場、行政や市民活動団体等との対話の場といった機会の創出に取り組みます。

また、取組にあたっては、学校と連携を図る等、子ども・若者へのアプローチを積極的に進めています。

成果指標

指標名	現状（策定時）		中間目標		最終目標
市民活動に参加していない理由として「情報が得られない」ことを挙げる市民の割合（市民意識調査）	令和4年度 33.0 %*	→	令和8年度 28.0 %	→	令和12年度 23.0 %

*市民意識調査（有効回収数1,367件）において「自治会・町内会活動に参加したことがあるか」「NPOやボランティアの活動に参加したことがあるか」の質問のいずれも「ない」と回答した方（264人）を対象に「参加していない理由」をお伺いしました。

（設定理由）

施策の柱1における「取組の方向性」に沿った施策を進め、市民が情報に触れる機会を増加させることが「情報が得られないために参加できていない」というケースを減らすことにつながるものと考え指標として設定しました。

想定される事業

- ・市民活動支援システム（ここからネット）【市民自治推進課】
- ・市民活動センターの運営（啓発事業）【市民自治推進課】
- ・学校における出前講座等の実施【市民自治推進課】
- ・「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」推進事業【生涯学習推進課】
- ・生涯学習施設における人材育成事業【生涯学習推進課】
- ・高校生まちづくりスクール（ビジネス編／プロジェクト編）【生涯学習推進課／青少年育成課】



施策の柱2 動き出す

市の取組：日常の一部としての市民活動の実現

概要

様々なきっかけを通じて市民活動に一步踏み込み、社会のための活動に関心・興味を持ったら、次はその思いを行動に移すための「動き出す」ステージです。使命感をもって社会課題の解決に取り組むこともありますが、本人が「ボランティア」や「市民活動」といった認識がなくても構いません。特別なことをしなくとも、自治会や町内会の活動のように日々の営みの中で地域の人々と支えあうことも市民活動ですし、団体での活動に限らず、個人で活動する場合も数多くあります。また、市の施策に対して自身の意見を表明する等、市政に対して主体的に様々な形で関わることもその一部です。

取組の方向性

(1) 多様な主体が日常的に市民活動に参加できる環境づくり

年代や性別、国籍、障がいの有無、社会的な立場や属性、ライフスタイル、団体か個人かに関わらず、地域や社会に関心をもって自発的に市民活動に参加できたり、企業等による社会貢献活動が促される環境づくりに取り組んでいきます。

また、市の施策に対する意見聴取等の市民参画の推進にあたっては、意見聴取するだけでなく、その結果のフィードバックを行い、様々な機会を通じて周知を図っていきます。

(2) 市民活動の立ち上げを支える仕組みづくり

動き出した結果、新たな関心や問題意識をもち、自らが主体となって活動を立ち上げたいというケースも生じてきます。仲間づくりのための機会や場所の提供、助言や他の団体とのコーディネート等、活動にあたり必要なサポートに取り組みます。



成果指標

指標名	現状（策定時）		中間目標		最終目標
市民活動に参加したことのある市民の割合（市民意識調査）	令和4年度 78.8 %	→	令和8年度 85.0 %	→	令和12年度 90.0 %

（設定理由）

「市民活動が日常の一部となっている」といえるためには、より多くの市民が「市民活動に参加したことがある」という状態であることが目指す目標の一つであると考え、過去からの推移も併せて比較可能な市民意識調査の設問を指標としました。

想定される事業

- ・市民活動センターの運営（会議室や事務ブース等の提供） [市民自治推進課]
- ・市民活動センターの運営（市民活動に係る相談対応） [市民自治推進課]
- ・「Voice of しづおか市民討議会」の開催 [市民自治推進課]
- ・多文化共生人材育成事業 [国際交流課]
- ・静岡シチズンカレッジ こ・こ・に「ここにわ相談」 [生涯学習推進課]

身近な市民活動

市民活動は、既に生活の様々な場面で存在しています。例えば、地域における防災訓練等を主導している「自主防災組織」は主に自治会や町内会の役員の方々が務められていることが多く、地縁のつながりによる活動となっています。

また、学校では学校運営のボランティアである「学校応援団」が教育環境の整備のための活動をしたり、地域住民で組織される「放課後子ども教室実行委員会」が、各種体験活動や地域の方々との触れ合いを通じて子どもたちの自主性や社会性を育む場を提供しています。

「静岡まつり」や「清水みなと祭り」、「大道芸ワールドカップin静岡」等、静岡市を代表する大規模イベントもボランティアの実行委員の皆さんによって支えられています。

「市民活動」は決して特別な活動ではありません。こうした身近なところで様々な市民活動が人々の暮らしに彩りを添えたり、支えたりしています。

施策の柱3 創る・実現する

市の取組：市民活動を支える気運を高める

概 要

動き出した活動が広がり、または深まっていく中で、それぞれの目的やミッション達成に向けて様々な市民活動が創られ、実現されます。

市民活動は自由で多様なものですので、市民活動の数だけ「創る・実現する」の形がありますが、こうした市民活動そのものを促すことこそが豊かな静岡市につながります。

取組の方向性

（1）自立した市民活動が互いに支え合える仕組みづくり

行政だけでなく、市民同士が相互にその活動や環境を支えていくため、市民活動の具体的事例等の情報の蓄積と活用や、寄附やボランティア等といった様々な形での支え合いがしやすい環境づくりに取り組みます。

（2）市民活動団体の基盤強化のための支援

それぞれの目的に向かって活動する市民活動団体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、市民活動に係る人材や団体の育成、資金調達の情報提供や技術的支援等、幅広いサポートに取り組みます。ただし、行政施策によって市民活動団体の自立性や多様性を損なうことにならないよう配慮する必要があります。

成果指標

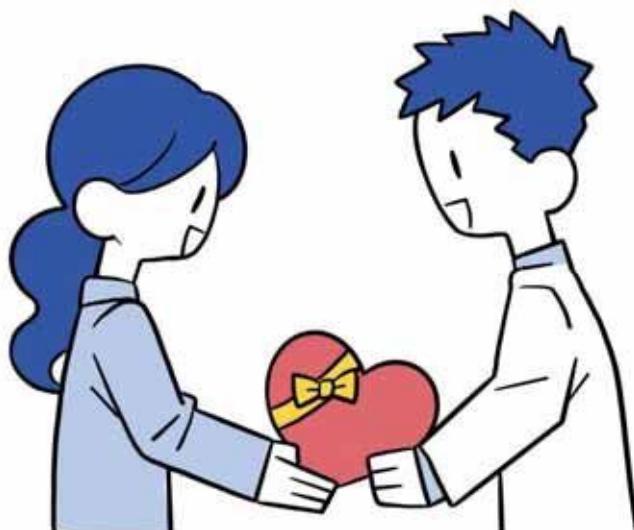
指標名	現状（策定時）		中間目標		最終目標
市民活動センターにおける新規登録団体数	令和3年度 33 団体／年 (総数1,143団体)	→	令和8年度 33 団体／年 令和5～8年度平均 (総数1,283団体)	→	令和12年度 33 団体／年 令和9～12年度平均 (総数1,395団体)

（設定理由）

「様々な市民活動が創られている状態」を把握するにあたり、市内における全ての活動の立ち上げや活動内容を把握することは困難です。そのような中、市の施策において市民活動の立ち上げや、活動に関する情報の交流拠点としては市民活動センターがその役割を担っていることから、市民活動センターの利用団体数が市の施策としての直接的な成果と、市内全体における傾向を把握するための一つの指標となり得ると考え設定しました。

想定される事業

- ・市民活動センターの運営（人材・団体育成講座） [市民自治推進課]
- ・市民活動センターの運営（会議室や事務ブース等の提供） [市民自治推進課]
- ・ふるさと応援寄附金等によるN P O等指定寄附事業 [市民自治推進課]



施策の柱4 つながる・変わる

市の取組：異なる組織や世代をつなぐ取組の支援

概 要

市民活動は、様々な主体が相互に交流しながらそれぞれの目的に向かって取り組んでおり、こうしてできたつながりは市民社会を支える根幹となっています。一方で、長年の活動の中では関係性が固定化してしまうという懸念もあります。

地域や社会の状況が大きく変わる中で、こうしたつながりの関係性についても、しなやかに変化していくことが求められます。つながりを大切にしつつも、つながるだけでなく、実際に変わっていくことで新たな価値が生まれます。

取組の方向性

(1) 多様な主体の相互理解や協働の促進

あらゆる主体による多様な形での協働を実現していくこと、福祉や教育、環境、産業等の様々な分野を横断し、市が全庁的な取組として協働への理解を進め、変化に対応できる仕組みづくりに取り組みます。また、市の協働事業提案制度の推進のほか、市民活動団体同士や企業等との協働の促進を進めています。

(2) 活動を次世代につなげるための支援

市民活動を持続的なものとするため、世代間をつなげていく取組を進めています。
また、直接的な後継者育成支援に限らず、団体同士の新たな連携等のコーディネートや異なる世代や組織が交流できる機会の創出を進めています。



成果指標

指標名	現状（策定時）		中間目標		最終目標
市と市民活動団体との 協働事業数	令和3年度※ 237 事業	→	令和8年度 275 事業	→	令和12年度 290 事業

※令和3年度実績は新型コロナウイルス感染症による中止、延期等によって例年より数値が小さくなっているため、第3次計画における令和4年度目標値（262事業）を基準に目標値を設定した。

（設定理由）

施策の柱4「つながる・変わる」で表される関係性は「行政と他の団体」だけではなく、市民活動団体同士や企業等との関係性を含むものですが、多様な主体の相互理解や協働を促すためには、まずは行政（市）が市民活動団体をはじめとする様々な主体との協働を一層進めていくことが重要であると考え、その状況を表すものの一つとして「市と市民活動団体との協働事業数」を指標として設定しました。

想定される事業

- ・協働事業提案制度 [市民自治推進課]
- ・市民活動センターの運営（相談事業を通じた後継者育成支援） [市民自治推進課]

様々な市民活動団体や企業等との協働

市民活動団体や企業等との協働もより多彩なものとなっています。

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりの担い手として行政の補完的機能を担うる団体として市が指定する「都市再生推進法人」は、公共空間の維持管理を担うとともに、空間を活用したオープンカフェやイベントの開催によってまちの賑わいを創出しています。

また、企業と市民活動団体との連携も、企業が自社のもつ技術を活用し、住民や大学、行政とともに地域に流れる川の保全に取り組む等、資金や物資の提供だけではなく、社会課題の解決のためのプロジェクトと共に進めることでお互いの活動に更なる相乗効果をもたらす事例が増えてきました。

いずれも、関わる主体がそれぞれの得意分野に応じて役割を果たしながら公共を支えています。

2. 計画の推進体制

市民活動は市民生活全般に関わるものであり、また、あらゆる行政分野を横断しているものです。本計画を着実に推進していくためには、行政内部での組織横断的な体制はもちろん、市民活動に関わる様々な主体とともに取り組んでいく必要があります。

(1) 庁内における推進体制

施策の柱4に掲げる「多様な主体の相互理解や協働の促進」を進めるためには、全庁的な協働への理解の促進や情報の共有等、組織横断的な取組をより一層進める必要があります。市民活動の促進に関する施策の推進にあたっては、市長を会長として各局区長等により構成される「静岡市市民活動促進会議」において、総合的な視点に立って検討するとともに、関係部局や各機関との総合調整を図ります。

(2) 静岡市市民活動促進協議会

条例第9条に基づく市長の附属機関として「静岡市市民活動促進協議会」を設置しています。学識経験者や市民活動に取り組む方、公募による市民委員等によって構成され、市長からの諮問に応じて協働事業の促進や計画の策定、進行管理及び変更、その他市民活動の促進に係る重要な事項について調査、審議を行います。

(3) 市民との協働による計画の推進

計画の推進にあたり、市民活動を行う市民の自主性や、市との対等な関係の尊重、市民同士や市民と市との相互理解、市民活動に関する情報の公開といった市民活動促進の基本原則（p.4）を前提としています。そのためには市民活動に関わる様々な主体（NPO、ボランティア、自治会・町内会、企業等）の声を聴き取り、共に施策の推進に取り組んでいくことが重要です。各種施策や事業の実施状況等を広く公開するとともに、市民の皆さんとの意見を聴く場や協働の機会を積極的に創出していきます。

3. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、数値目標を定め、市の取組の有効性等を客観的に測るための成果指標とします。一方で、市民活動は数値のみで評価することはできず、また、市民活動の促進に関する施策や事業の多くは、その効果が数値としてすぐに表れるものではありませんので、社会情勢の変化等も踏まえた質的な変化に着目することも重要です。

「施策の柱」ごと、目指すべき成果指標と数値目標を設定するとともに、その数値の達成状況のみをもって計画全体の進行管理を行うのではなく、市民の意識や行動等の質的な変化については、市民活動団体へのヒアリングや市民同士による対話や交流の場づくりを通じて把握していきます。

また、令和8年度には計画の中間見直しを行い、各施策や成果指標の状況等について改めて確認を行うとともに、毎年の進行管理の中で社会の変化に応じた事業のスクラップアンドビルドや制度の見直し等を図っていきます。



資料編

- 1 用語集
- 2 静岡市市民活動促進協議会（第8期）について
- 3 静岡市市民活動の促進に関する条例

資料1 用語集

■市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動（ただし、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません）ことをいいます。

なお、これらの活動には、個人によるもの、グループや団体など組織によるものなどがあり、市民活動を主たる目的とする市民活動団体だけでなく、企業や地縁団体などによる活動も含みます。

■市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいいます。

■NPO／NPO法人（特定非営利活動法人）

NPOは、Non Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で市民活動団体と同義です。NPOの内、特定非営利活動促進法により認証を受け登記した団体がNPO法人です。

■シチズンシップ

積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識のことを指します。

■地縁団体

一定の区域に住んでいる人で構成される団体を指します。自治会や町内会などのことをいいます。環境保護活動や地区まつりなど地区住民以外の市民にも広く開かれた活動に取り組むことも多く、本市では市民活動団体に含んでいます。

■ボランティア

自発的に市民活動に参加する人のことをいいます。一般的に、その特性は「ボランティアの四原則：自発性、社会性、先駆性、無報酬性」として表すことができます。

■市民参画

市政に関する施策に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程で、市民が主体的に様々な形で関わることをいいます。

■協働

社会的な課題を、社会全体の中で市民一人ひとりと行政がそれぞれ分担することを指します。

■プロボノ

職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する人自身をいいます。

資料2 静岡市市民活動促進協議会（第8期）について

委員名簿

任期：令和3年7月～令和5年6月

No.	氏名	所属	備考
1	池田 水穂子	里山くらしLABO 代表	
2	大畠 康雄	公募委員	
3	片井 賢一	認定特定非営利活動法人丸子まちづくり協議会 理事	
4	川村 栄司	公募委員	
5	川村 美智	特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしづおか 副代表理事	
6	北川 浩孝	静岡ガス株式会社 静岡支社長	
7	木下 聰	日本ファンドレイジング協会 静岡チャプター代表	
8	田中 志保	Single Parent 101 代表	
9	殿岡 明弘	公募委員	
10	深野 裕士	公募委員	
11	山岡 義卓	神奈川大学 経営学部 特任准教授	会長
12	山本 由加	認定特定非営利活動法人しづおか環境教育研究会 理事長	副会長

(敬称略・五十音順)

会議の概要

	開催時期	協議内容等
第1回	令和3年8月31日 (オンライン)	委員委嘱（7月1日付け）、諮問 [議題] 第4次市民活動促進基本計画の主要な論点について
第2回	令和3年11月25日	[報告] 今後のスケジュールについて [議題] 「2030年度の目指す姿」について（ワークショップ形式）
第3回	令和4年1月27日 (オンライン)	[議題] 「8年後のめざす姿」について 施策の柱の枠組みについて
第4回	令和4年3月25日 (オンライン)	[報告] 「8年後のめざす姿」について [議題] 施策の柱の枠組みについて
第5回	令和4年7月6日	[議題] 目指す姿及び施策の柱について／第3次計画の評価について 答申の内容について
第6回	令和4年8月23日	[議題] 答申の内容について
第7回	令和4年10月20日	[答申] [議題] 計画案について／計画の進捗管理について
第8回	令和5年1月19日	[議題] 計画案について

資料3 静岡市市民活動の促進に関する条例

平成19年3月20日

条例第13号

改正 平成26年12月12日条例第139号

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(2) 市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

(市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。

(2) 市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。

(3) 市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。

(4) 市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成长をもたらすものとする。

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

(1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。

(2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。

(3) 市民相互及び市民と市の間の理解を深めるものであること。

(4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

(市民及び市の責務)



第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。

3 市民及び市は、市民相互及び市民と市の間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。
(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業（以下「協働事業」という。）の創出に努めなければならない。

2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。

(2) 市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項

3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。

(2) 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。

(3) 協働事業の促進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項

4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 協働事業の促進に関すること。

(2) 基本計画の策定、進行管理及び変更に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項

(組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 市民活動団体に所属している者

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(平26条例139・一部改正)

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月12日条例第139号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第4次静岡市市民活動促進基本計画

令和5年3月発行

静岡市 市民局 市民自治推進課

電話 054-221-1372

メール shiminjichi@city.shizuoka.lg.jp

